

令和2年（ネ）第391号 損害賠償等請求控訴事件

一審原告 寺崎昭博

一審被告 株式会社 佐賀新聞社

意見陳述

2020年（令和2年）9月15日

福岡高等裁判所 第1民事部 御中

（一審）原告訴訟代理人 弁護士 佐藤 潤 一

1 令和2年5月15日、佐賀地方裁判所において、新聞社による押し紙行為を認定する画期的な判決が下されました。

これまで同種の押し紙裁判において繰り返しおこなわれてきた、販売店が主張する押し紙というものは、販売店の自主的判断による仕入れにすぎない、という新聞社の主張を見事に排斥し、独禁法が禁止する「押し紙」があったことを認定、これが不法行為に当たる、としたものです。

特に、これまでも大きな争点となっていた「予備紙部数」について、「実際に原告販売店を経営する上で必要としていた予備紙等の部数」という考え方のもと、一審原告販売店の適正予備紙数、割合を2%と判断された点、年間販売目標や部数報告書の記載を詳細に検討し、その当時の背景事情なども考慮した上で、新聞社が「自己の指示する部数を原告に注文させた」と認定された点は、大いに称賛に値するものであると考えております。

原告を含め、我々弁護団においても、このような判決が下されたことについては、およそ異論を差し挟むものではなく、控訴裁判所におかれても、当該判断は揺らぐことが無いものと確信しております。

2 一方で、不当利得、債務不履行、及び押し紙と廃業との因果関係については認められず、損益相殺については、立証責任を果たさない一審被告の主張が採用されたばかりか、その主張のみを手掛かりに、一審原告の正当な業務の対価部分まで控除されてしまっており、遺憾ながら、不当と考えられる判断がなされた部分も見受けられます。

3 そこで、一審原告においては、原審において認容されるべきであった点について、改めて主張と証拠を補充した上で、控訴裁判所の慎重かつ正当なるご判断を仰ぐべく、本件控訴に踏み切った次第です。

原審で認容されなかったもののうち、不当利得においては、主に公序良俗違反についての主張を補充しております。

原判決では、一審被告が行った押し紙行為の目的、態様、違法性について認定されているにもかかわらず、それらの事実を公序良俗の判断には用いられておりません。

しかし、原判決の認定事実のみをもってしても、一審被告が行ってきた「押し紙」については、その目的、態様、違法性などを詳細に検討、評価すれば、公序良俗違反となることが明らかですので、その点についての主張をおこなっております。

また、債務不履行においては、「押し紙をしない義務」というものが、新聞販売店契約の本来的義務であるという内容の主張を新たに追加し、信義則上の義務であることと併せて再構成した主張をおこなっております。

新聞社と販売店との間の契約において、販売店に対しては関係法規等の遵守義務が明記されておりますが、新聞社の義務として同様の義務を課すことは謳われておりません。

しかしながら、新聞の公器性、新聞販売の特殊性を自認している新聞社が、一方当事者である販売店のみに法令遵守義務を課すことは明らかに不合理であり、そうであれば、新聞社においても当然に関係法規等の遵守義務が課せられている

と解されるべきです。

本件においては、一審被告が独禁法に違反したことは明らかとなっていることから、当該関係法規違反は、新聞販売店契約上の義務にも反するものとして債務不履行責任が生じるものと考えております。

そして、損益相殺については、大前提として、本件で折込広告料を損益相殺の対象とすることが不当であることを改めて確認し、先に述べたとおり、一審被告の立証責任が果たされていないことに加え、これが果たされることを前提として、本来あるべき事実認定の方法をお示ししております。

特に、原判決の認定方法によった場合には、一審原告の正当な利益すら控除されることとなり極めて不当な結果となることは言うに及びません。

そのため、この点についてもどうか慎重なるご判断を期待致します。

最後に、原判決では、一審被告による押し紙が行われた結果、寺崎さんが廃業を余儀なくされたことについて、押し紙と廃業との因果関係が認められませんでした。

この後、一審原告である寺崎さん自身から、寺崎さんが販売店主を引き継ぐに至った経緯、経営状況等をお話し頂きますが、押し紙が無ければ不要な負債を抱えることもなかったものであり、その負債が原因で廃業に追い込まれたとなれば、そこに因果関係があることは容易にお分かりいただけると思います。

4 これまでに述べたところが、一審原告による控訴理由の大きな枠組みになります。

控訴裁判所におかれましては、本件の押し紙の事実について、どうか、正しく評価していただき、正当な判断がなされることを切に願うばかりです。

以上